



議案第三十七号

農業災害補償法に規定する収獲共済に係る地域指定及び果実の

品質の低下を共済事故とする収獲共済に係る地域指定について

三朝町の区域を三朝町が行うなし（ノ類3類4類）に係る収獲共済において農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の六第二項に規定する主務大臣の指定する地域とし、更に同地域を三朝町が行うなしノ類3類4類に係る収獲共済において同法第八十五条の七において準用する同法八十五条第十一項に規定する主務大臣の指定する地域とするため、同法第百二十条の六第四項及び同法第八十五条の七において準用する同法第八十五条第十二項において準用する同条第六項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十六年三月十一日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾六年参月廿参日

原案可決

三朝町議会議長 牧田禎